

石狩市と株式会社石狩レッドフェニックスとの包括連携協定書

石狩市(以下「甲」という。)と株式会社石狩レッドフェニックス(以下「乙」という。)とは、次のとおり、協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が交流を図りながら相互の特色ある資源や取組をもって緊密に連携し、石狩市の一層の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議を行いながら連携し協力する。

- (1) 移住・定住、交流・関係人口の拡大に関する事項
- (2) 地域振興に関する事項
- (3) 未来を担う子どもの育成に関する事項
- (4) スポーツの振興に関する事項
- (5) その他協議により定める事項

(具体的な事業の取扱い)

第3条 本協定に関わる連携及び協力の具体的な内容は、甲及び乙の間で必要に応じ別途協議する。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく協力をを行う上で、互いが知り得た情報を、善良なる管理の下に注意義務を払って厳重に保管及び管理をし、本協定の有効期間及び期間終了後においても、本協定の目的外に利用せず、また第三者に開示し、漏えいしないものとする。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

2 前項による本協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、本協定の内容を変更することができる。

(補則)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の事項の運用に当たり疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 9月 21日

(甲)石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市

石狩市長

(乙)石狩市花川東2条2丁目126番地

株式会社石狩レッドフェニックス

代表取締役 球団代表